

財政用語集

令和7年10月変更

会計

◆ 一般会計（いっぱんかいけい）

邑南町の行政の中核となる会計です。特定の目的は持たず、町行政全般を扱います。

◆ 特別会計（とくべつかいけい）

特定の事業に係る経費を一般会計と区別して管理するため、町の条例に基づき設置される会計です。邑南町は、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、電気通信事業特別会計を設置しています。

◆ 公営事業会計（こうえいじぎょうかいけい）

法律で設置が義務付けられている特定の事業を行う会計です。

邑南町は、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計を設置しています。

◆ 公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

公営事業会計のうち、歳出を料金収入でまかなうなど、民間企業に近い性質をもつ事業を独立した経理で行うための会計です。邑南町の公営企業会計は、水道事業会計、下水道事業会計です。

◆ 普通会計（ふつうかいけい）

特別の事業目的を持たず一般的な運営を行う一般会計と、公営事業会計や公営企業会計に属さない特別会計が属します。邑南町の普通会計は一般会計と電気通信事業特別会計です。

予算

◆ 当初予算（とうしょよさん）

一会计年度を通じて定められる基本的な予算です。年度開始前の3月に議会の議決を経て定められます。

※予算とは、歳入と歳出の見積額のことで、歳入予算、歳出予算といいます。歳出予算の限度額は歳入予算となり、通常歳入予算と歳出予算は同額になるように予算を組みます。

※予算の対義語として決算があります。決算は予算に基づき1年間活動した結果、実際に収入支出した歳入・歳出の額のことです。黒字の場合は繰越金として次年度へ繰り越し、赤字の場合は積立金等から補填を行います。

◆ **補正予算** (ほせいよさん)

年度途中で発生した災害や法改正などに対応するため、当初予算を増額・減額する予算です。

◆ **歳入・歳出** (さいにゅう・さいしゅつ)

歳入と歳出はそれぞれ収入と支出の1年間の総額です。収入の一部を支出に充てた時でも差し引きは行わないのが原則です。

◆ **出納整理期間** (すいとうせいりきかん)

会計年度は4月1日から翌年3月31日までですが、年度末までに確定した債権債務について、所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うための期間として、翌年度の4月1日から5月31日までの期間を指します。

◆ **繰越明許費** (くりこしめいきょひ)

「会計年度独立の原則」の例外規定のひとつです。何らかの事情により年度内にその支出を終了しない見込みのある経費について、翌年度に繰り越して使用できるものをいいます。

◆ **債務負担行為** (さいむふたんこうい)

数年度にわたる建設工事等の支出など、年度をまたがる予算です。将来の支出を約束する行為で、実質的には借金と同様の性格のものです。

◆ **地方債** (ちほうさい)

事業を行うにあたり、多額の資金を要するときや財源が不足するときに、町の信用によって、長期にわたり（年度を超えて）借入するお金です。町債、町の借金です。

◆ **一時借入金** (いちじかりいれきん)

資金不足が見込まれるときに、一時的に借り入れるものです。地方債と異なる点は、一時借入金は借り入れた年度中に返済しなければならないことです。

◆ **予備費** (よびひ)

当初予算では想定していなかったことや緊急を要する場合など、予算外の支

出、予算超過の支出に対応するための経費です。一般会計においては必ず設けなければなりません。

◆ **流用** (りゅうよう)

年度途中で発生した緊急を要する支出について、補正予算を編成することなく、他の予算を減額し、当該予算を増額することをいいます。

◆ **予備費充用** (よびひじゅうよう)

年度途中で発生した緊急を要する支出について、補正予算を編成することなく、予備費を充て、当該予算を増額することをいいます。

歳入

◆ **町税** (ちょうぜい)

町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税など、町に直接納められる税金です。

◆ **地方譲与税** (ちほうじょうよぜい)

地方公共団体の財源を保障するため、国が国税として徴収し、一定の基準に基づき地方公共団体に対して譲与するものです。

◆ **利子割交付金** (りしわりこうふきん)

県民税である利子割の一部を市町村に係る個人県民税額で按分^{あんぶん}して交付されます。

◆ **配当割交付金** (はいとうわりこうふきん)

県民税である配当割の一部を市町村に係る個人県民税額で按分^{あんぶん}して交付されます。

◆ **株式等譲渡所得割交付金** (かぶしきとうじょうとしょとくわりこうふきん)

県民税である株式等譲渡所得割の一部を当該市町村に係る個人県民税額で按分^{あんぶん}して交付されます。

◆ **地方消費税交付金** (ちほうしょうひぜいこうふきん)

地方消費税のうち市町村分相当額を、人口及び事業者数で按分^{あんぶん}し交付されます。

◆ **環境性能割交付金** (かんきょうせいのうわりこうふきん)

自動車取得税交付金は廃止となり新たに自動車取得時に環境性能割課税が導入されました。

- ◆ 法人事業税交付金（ほうじんじぎょうぜいこうふきん）
地方法人特別税・譲与税廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部が県から交付されるものです。
- ◆ 地方特例交付金（ちほうとくれいこうふきん）
個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）等の実施に伴う市町村の減収を補填するために交付されます。
- ◆ 地方交付税（ちほうこうふぜい）
行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などの少ない自治体に交付されます。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として配分されます。
地方交付税は普通交付税と特別交付税で構成され、普通交付税は自治体が標準的な行政サービス行うために交付されます。特別交付税は災害等の特殊事情によって交付されます。
- ◆ 交通安全対策特別交付金（こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん）
交通反則金収入を原資として、道路の交通安全を図るための経費に充てるため国から自治体に交付されます。人口集中地区の人口、交通事故発生件数、改良済道路の延長をもとに交付されます。
- ◆ 分担金及び負担金（ぶんたんきん・ふたんきん）
町の行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集める資金です。例えば、学校給食費負担金や、保育所入所者保護者負担金などです。
- ◆ 使用料及び手数料（しょりょう・てすりょう）
公共施設等の使用料や各種証明書の発行手数料などです。
- ◆ 国庫支出金（こっこししゅつきん）・県支出金（けんししゅつきん）
町が行う事業・事務のうち、一部を国・県が負担することが義務付けられているもの、国・県の政策と合っているため補助を受けることが出来るもの、国・県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、国・県が町に支払うお金です。
- ◆ 財産収入（ざいさんしゅうにゅう）
公有財産のうち行政財産を除いた財産の貸付や運用等による収入です。町有地・建物の貸付、基金の利子収入、町行造林の立木売り払い収入などです。
- ◆ 寄附金（きふきん）
使途を制限されない一般寄附と、使途を指定された指定寄附があります。例

えば、ふるさと納税による寄附金などがあります。

◆ 繰入金（くりいれきん）

町の貯金である資金を取り崩したお金や、他の会計から移動されたお金です。※会計間でお金を移動する場合、他会計から入ってきたお金を繰入金、他会計へ移すお金を繰出金といいます。

◆ 繰越金（くりこしきん）

前年度の決算により余ったお金を、次の年度に繰り越したお金です。

◆ 諸収入（しょしゅうにゅう）

いずれの収入科目にも属さない収入をまとめた科目です。延滞金、預金利子、雑入などがあります。

◆ 地方債（ちほうさい）・町債（ちょうさい）

町が行う借金のことです。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限定して認められるのが原則です。

※例外…使い方に制限がないものとして、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債などがあります。

◆ 臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）

通常の地方債は普通建設事業等、投資的経費の財源とされますが、一般財源不足を賄うために借り入れることが出来る特例的な地方債です。普通交付税が交付されている自治体は、この借り入れの返済にかかる費用の全額は普通交付税として措置されます。

◆ 自主財源（じしゅざいげん）

町が直接集めるお金です。町が金額を自主的に決められることから自主財源と呼ばれます。

◆ 依存財源（いぞんざいげん）

国や県から配分されたお金や、金融機関などから借りてくるお金です。国・県や金融機関等を頼って得ることから依存財源と呼ばれます。

◆ 一般財源（いっぽんざいげん）

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができます。地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがあります。

◆ 特定財源（とくていざいげん）

財源の使途が特定されています。国庫支出金、県支出金、町債などです。

歳出　—目的—

◆ 議会費（ぎかいひ）

議会の活動に用いられる経費です。広報誌の印刷製本費や議会・委員会の招集時に係る必要経費、議員・事務局職員の人事費が含まれます。

◆ 総務費（そうむひ）

役場の内部管理や税務、戸籍事務から各種調査、町の諸計画の策定、地域振興など幅広い経費が含まれます。また、町長をはじめ町職員の人事費や、電気通信事業特別会計への繰出金も含まれます。

◆ 民生費（みんせいひ）

福祉政策に用いられる経費です。お年寄りや障がいのある人への支援や、児童福祉に必要な経費、生活保護費、介護保険事業の負担金などが含まれます。

◆ 衛生費（えいせいひ）

生涯を通じた健康づくり、清潔で安全な環境づくりのために用いられる経費です。

◆ 労働費（ろうどうひ）

雇用対策に用いられる経費です。

◆ 農林水産業費（のうりんすいさんぎょうひ）

農林水産業の振興に用いられる経費です。農業関係の各種補助金・交付金のほか、農道や林道の整備、新設改良、維持管理費用が含まれます。

◆ 商工費（しょうこうひ）

商工業、観光業の振興に用いられる経費です。邑南町のPR事業、商工観光施設の運営費が含まれます。

◆ 土木費（どぼくひ）

町道、町営住宅の新設改良や維持管理、河川の管理に用いられる経費です。

◆ 消防費（しょうぼうひ）

消防と防災のために用いられる経費です。消防団の活動費や江津邑智消防組合への負担金のほかに総合防災システムに関する経費や災害備蓄品等の整備費が含まれます。

◆ 教育費（きょういくひ）

町立小中学校、体育館、図書館、公民館などのために用いられる経費です。

- ◆ 災害復旧費（さいがいふっきゅうひ）
災害により被災した土地、施設、道路などを復旧するための費用です。
- ◆ 公債費（こうさいひ）
町の借金である町債の返済に充てられる費用です。

歳出　—性質—

- ◆ 人件費（じんけんひ）
町長、町議会議員、その他町職員に支払う報酬、給与、手当などです。
- ◆ 物件費（ぶっけんひ）
旅費、交際費、消耗品や備品購入費、委託料などの消費的性質の経費です。例えば、事務用消耗品の購入費などの事務費が含まれます。
- ◆ 維持補修費（いじほしゅうひ）
町が所有する道路、公共施設などを維持管理する費用です。
- ◆ 扶助費（ふじょひ）
0歳から高校卒業相当年齢までの医療費助成、障がいのある方などへの医療や介護費の給付、養護老人ホームの措置費、生活保護費など、社会保障の一環として援助するための費用です。
- ◆ 補助費等（ほじょひとう）
町が交付する各種補助金、交付金のほか、邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合、邑智郡公立病院組合（公立邑智病院）に対する負担金が含まれます。
- ◆ 公債費（こうさいひ）
町の借金である町債の返済に充てられる費用です。
- ◆ 積立金（つみたてきん）
基金に積み立てるための費用です。
- ◆ 繰出金（くりだしきん）
特別会計の財政を補うため、一般会計から特別会計へ送られるお金です。
- ◆ 普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）
道路や公共施設の建設、改良を行うための費用です。
- ◆ 災害復旧費（さいがいふっきゅうひ）
農地や林道、道路等の災害復旧を行うための費用です。

基金

- ◆ **基金 (ききん)**
数年度にわたり、資金を積み立てる制度です。町の貯金です。
- ◆ **特定目的基金 (とくていもくとくききん)**
特定の目的のために資金を積み立てる基金です。
- ◆ **定額運用基金 (ていがくうんようききん)**
特定の目的のために定額の資金を運用するための基金です。
- ◆ **財政調整基金 (ざいせいちょうせいききん)**
年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、財源に不足が生じた場合や一時的に支出が必要になったときに取り崩します。
- ◆ **減債基金 (げんさいききん)**
地方債の返済に備えるため設けられる基金です。

財政分析指標

- ◆ **形式収支 (けいしきしゅうし)**
歳入の決算総額から、歳出の決算総額を引いたものです。
- ◆ **翌年度へ繰り越すべき財源**
年度内に事業を完了させることができなくなった場合に、翌年度において使うお金（継続費、繰越明許費など）です。
- ◆ **実質収支 (じっしつしゅうし)**
本来当該年度に属すべき支出と収入が、当該年度に実際に執行されたものとみなし、実質的な収支の状況を見ようとするものです。
実質収支=形式収支-翌年度に繰越すべき財源
- ◆ **単年度収支 (たんねんどしゅうし)**
実質収支には当該年度以前の財政運営の結果として累積された要素が含まれます。単年度収支は、当該年度一年だけの収支を表したものです。
単年度収支=当該年度の実質収支-前年度の実質収支

◆ 実質単年度収支(じっしつたんねんどしゅうし)

単年度収支に実質的な黒字要素(財政調整基金積立額、地方債繰上償還額)を足し、実質的な赤字要素(財政調整基金取崩額)を除いた額です。

実質単年度収支=単年度収支+財政調整基金積立額+地方債繰上償還額
- 財政調整基金取崩額

◆ 標準財政規模(ひょうじゅんざいせいきぼ)

標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。

標準財政規模=標準税収入額等(地方譲与税他)+普通地方交付税額+臨時財政対策債

◆ 財政力指数(ざいせいいりょくしすう)

基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の過去3年の平均値です。国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指標として使われます。1に近いほど財政に余裕があり、単年度で1を超える場合は普通交付税の不交付団体となります。邑南町は1を超えていないので、普通交付税の交付団体です。

◆ 経常収支比率(けいじょうしゅうしひりつ)

財政構造の弾力性を判断する指標です。毎年度経常的に収入される一般財源(地方税、地方譲与税、普通交付税など)が、毎年度経常的に支出される経費(人件費、扶助費、公債費など)にどれほど使われているかを示します。この数値が低いほど、臨時的な経費に使う財源が確保できていると考えられます。

◆ 健全化判断比率(けんせんかはんたんひりつ)

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、毎年度公表することとされています。

◆ 実質公債費比率(じっしつこうさいひひりつ)

町債の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%を超えると町債の発行に県の許可が必要となります。

◆ 将来負担比率(しょうらいふたんひりつ)

一般会計の町債等の将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政がひっ迫する可能性の高さを示します。

◆ 基準財政収入額(きじゅんざいせいしゅうにゅうがく)

普通交付税の算定に用いるものです。財政力を合理的に判断するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算出します。

基準財政収入額=標準的な地方税収入×0.75+地方譲与税等

◆ 基準財政需要額(きじゅんざいせいじゅようがく)

普通交付税算定の基礎となる部分です。各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合、その差額を基本として普通交付税が交付されます。

統一的な基準による地方公会計

◆ 貸借対照表(たいしゃくたいしょうひょう)

年度末時点で邑南町が所有する「資産」「負債」「純資産」の残高を示し、邑南町の財政状態を示すものです。バランスシート(B/S)ともいわれます。

◆ 行政コスト計算書(ぎょうせいこすとけいさんしょ)

民間企業でいう損益計算書です。1年間の行政活動で、福祉サービスや職員の人物費にかかる経費など資産形成に繋がらない行政サービスに費やしたコストと公民館等の使用料や手数料等の収益を示すものです。

◆ 純資産変動計算書(じゅんしさんへんどうけいさんしょ)

貸借対照表のうち純資産の部に計上される数値が1年間でどのように変動(増減)したかを示すものです。

◆ 資金収支計算書(しきんしゅうしけいさんしょ)

1年間の資金の流れを示すもので、性質に区分して、収入と支出を示し、どのような活動に資金が使われたかを示します。